

2026 年 5 月 19 日

各 位

株式会社荻野屋
代表取締役社長 高見澤 志和

「峠の親子めし」を原因とする食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

この度、当社横川工場にて製造いたしました「峠の親子めし」（消費期限 2026 年 5 月 10 日 21 時 販売数量 90 個）を原因とする食中毒事故が発生いたしました。本日 5 月 19 日（火）付で安中保健所（以下、所轄保健所）より当該工場の 3 日間の営業停止処分を受けましたので、下記の通り、お知らせいたします。

発症されたお客様とご家族の方々には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。行政機関をはじめ関係各所との調整に時間を要し、情報公開が遅れましたこと重ねてお詫び申し上げます。

記

1.食中毒事故の内容について

2026 年 5 月 11 日（月）に当社横川工場で 5 月 10 日（日）に製造しました「峠の親子めし（消費期限 2026 年 5 月 10 日 21 時 販売場所：上信越道横川 SA 上り線）」を喫食された複数のお客様から下痢・おう吐等の症状を呈しているというご連絡がありました。

これを受け、当社から同日午前 10 時 45 分に所轄保健所に連絡を行い、15 時 30 分に所轄保健所による立ち入り検査が実施されました。翌 12 日（火）14 時から 2 回目の所轄保健所の立ち入り検査が実施されました。

検査の結果、有症者 22 名様のうち 9 名様から黄色ブドウ球菌が検出されました。また、お客様の共通食は当社の当該工場で製造を行った「峠の親子めし」のみであることから、本日 5 月 19 日（火）に当該商品を原因とする食中毒と判断されました。

なお当該商品は 5 月 11 日（月）午前 11 時より自主的に製造出荷を停止しております。またこれに伴い、当該工場にて製造する「峠の釜めし」につきましても当初は所轄保健所の立ち入り検査におきまして指摘事項がなく製造を継続してまいりましたが、万が一を考え 5 月 15 日（金）より、自主的に製造出荷を停止しております。5 月 19 日（火）現在、当社が販売している「峠の釜めし」はすべて諏訪工場（長野県諏訪市）および八幡山工場（東京都杉並区）にて製造された商品となります。

2.行政処分の内容について

上記の結果を受け、5月19日（火）付で、所轄保健所より当社横川工場に、以下の通り食品衛生法に基づき営業停止を命じられました。

所轄保健所	：安中保健所
処分確定日	：令和8年5月19日（火）
営業停止期間	：令和8年5月19日（火）～5月21日（木）
営業停止範囲	：株式会社荻野屋 横川工場
処分の理由	：食品衛生法第6条3号に違反したため
病因物質	：黄色ブドウ球菌
原因製品	：弁当（峠の親子めし）
有症者数	：22名（受診16名、うち入院2名）

3.再発防止策について

この度このような食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めて心より深くお詫び申し上げます。当社では、外部専門機関のアドバイスのもと、日頃より衛生管理の徹底を目的とした従業員教育及び社内体制の構築をして参りました。今般の処分を厳粛に受け止め深く反省し、当該製造工場においては所轄保健所のご指導に従い、工場設備・食材並びに従業員の衛生管理等を改善いたします。加えて、今後の再発防止に向けて、改めて以下の通りの対策を講じ、全従業員一丸となり安全・安心の商品提供に取り組んで参る所存でございます。

- ①当該商品の製造販売の中止
- ②弁当製造業務における業務プロセスの改善
- ③従業員の衛生教育の再徹底
- ④外部専門機関による衛生監査の強化

4.本件に関するお問い合わせ窓口

被害に遭われたお客様、および当該商品を喫食されて体調を崩された可能性のあるお客様につきましては、下記の窓口にて承ります。

【お客様相談窓口】

受付窓口：株式会社荻野屋 本社

電話番号：0120-363-550（フリーダイヤル）

受付時間：2026年5月19日（火）～5月25日（月）10時～20時（土日祝日を含む）

2026年5月26日（火）以降

10時～17時（土日祝日を含む）